

# 救急外来受診時のハイヤー代を助成します。

病院の無床診療所化に伴う経過措置として、救急車を呼ぶまでも無いが、**休日や夜間**に町民が町外の医療機関に『**救急外来**』で受診した場合、ハイヤー（またはタクシー）乗車運賃の一部を助成します。

## (1) 助成額

ハイヤーの乗車運賃または次の基準額のいずれか少ない額

- 旭川市・名寄市 片道 8,000 円 往復 16,000 円
- 士別市 片道 4,000 円 往復 8,000 円

※助成の対象は、受診者1人につき1台に限ります。

※医療機関まで救急車で搬送（同乗）され、自宅に帰る場合のハイヤー代も対象とします。

※ハイヤーは、道路運送法による営業用車両に限り、知友人等の自家用車は含みません。

### 【補助の対象とならないケース】

※詳しくは裏面をご覧ください。

- ・休日や夜間であっても、医療機関の通常診療時間内に受診する場合。
- ・受診や治療を伴わない場合（お見舞い、支払いのみ等）

## (2) 申請方法

医療機関受診後、6か月以内に次の書類を保健福祉課へ提出してください。助成金は、後日指定の口座へ振り込みます。

- ◆ 交付申請書
- ◆ ハイヤー乗車運賃の領収書
- ◆ 平日時間外又は休日に医療機関を受診したことを証明できるもの  
（例：診察券、診療明細書、診療費領収書、医療機関駐車場領収書など）

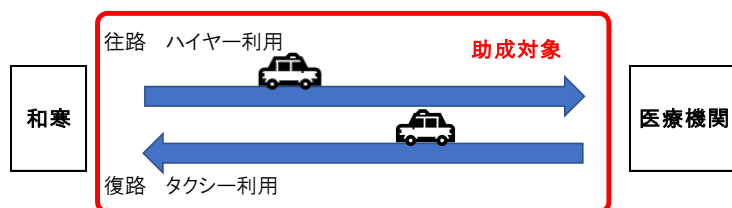


## (3) 事業期間

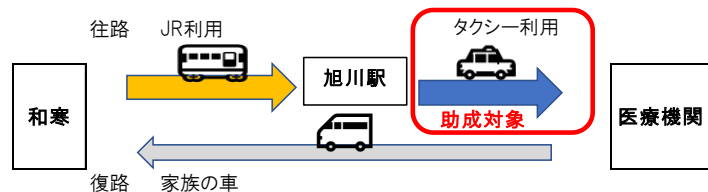
3年間（令和3年度～令和5年度）

### （利用例）

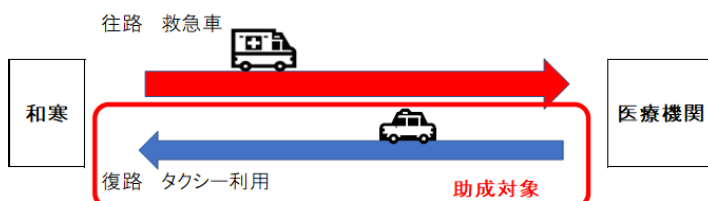
#### ① 往復利用する場合



#### ② 途中だけハイヤーを利用する場合



#### ③ 救急車で搬送された場合



急病、重症のときは、119番（救急要請）におかけください。

## こんな場合は？ Q&A

### 医療機関とは

#### 1 助成の対象となる医療機関とはどのようなものですか？

『救急外来』を受け持つ病院やクリニックを想定しています。歯科や整骨院は含みません。

### 助成の対象者

#### 2 助成対象となるハイヤー利用者の要件は？

医療機関を受診する者（受診者）とハイヤーを主として利用する者（利用者）が、和寒町民であり町内に住んでいることが要件です。

#### 3 受診者のハイヤーに同乗する者は、知人やヘルパーでも構いませんか？

受診者及び利用者（同一の場合もあります。）が町民であれば、ハイヤーに同乗する人は、問いません。

#### 4 受診者一人につき、何人付き添っても助成対象となりますか？

何人付き添っても構いませんが、助成の対象となるハイヤーは1台に限ります。

#### 5 自家用車を所有していても、運転する人がいない（できない）場合は、ハイヤー代の助成を受けられますか？

車の有無は問いませんので、所有していても『助成』を受けられます。

### 助成の範囲

#### 6 助成対象となるのは、何回までですか？

特に回数は制限していませんので、利用された分を申請してください。

#### 7 受診するために、ハイヤーを2台乗り継いだ場合はどうなりますか？

受診を目的として利用されていることが確認できれば、合算額を基準の範囲内で助成します。

#### 8 同日に複数の医療機関の受診が必要となり、ハイヤーを複数回利用した場合は？

7と同様です。

#### 9 入院者が休日夜間に急変したとき、家族が医療機関へ向かうハイヤー代は対象となりますか？

受診を伴わないため、対象にはなりません。

#### 10 診療所から町外の医療機関を紹介されましたが、ハイヤー代の助成は受けられますか？

町外医療機関の受診でも、休日夜間の『救急外来』でなければ、助成の対象とはなりません。

#### 11 町内の特別養護老人ホームやグループホーム入所者が施設車で受診した場合、家族の町外医療機関への交通費は対象となりますか？

通常の定期受診や診療所の診療時間内は対象としませんが、「救急外来」を受診した場合に限り、町内の家族の医療機関への交通費を『助成の対象』とします。

### 救急車で搬送された場合

#### 12 町外の医療機関へ搬送される救急車に同乗しましたが、帰りの交通機関が無い場合、ハイヤー代は助成対象となりますか？

本町から救急搬送に同乗した場合は、休日夜間に限らず、帰りのハイヤー代を助成の対象とします。

#### 13 受診者が入院又は死亡した場合、復路のハイヤー代は対象になりますか？

家族又は同乗された方の復路のハイヤー代を『助成の対象』とします。ただし、受診者が後日退院の際に利用するハイヤー代は助成対象外となります。

### 交付申請・手続き

#### 14 交付申請は受診ごとに必要ですか？

受診ごとでも、複数回まとめられても構いません。ただし、受診から6か月以内に申請手続きをお願いします。

#### 15 申請は誰がすれば良いのですか？

申請者は、ハイヤーを利用された方でも代理の方でも構いません。振込先の口座名義も指定できます。

#### 16 ハイヤー代を電子決済した場合は？

申請の添付書類に必要ですので、運転手に領収書を発行してもらってください。

### ハイヤーの手配

#### 17 自宅までハイヤーを呼んでもらえるのですか？

この事業は助成事業ですので、ハイヤーやタクシーは、利用者自らが手配していただきます。

#### 18 ハイヤー代はいくらかかりますか？

参考ですが、夜間だと和寒診療所から土別市立病院まで、6,000円程度、旭川赤十字病院まで13,000円程度はかかりますが、乗車場所、季節や運行時間により変動します。

障がい者手帳をお持ちの方は割引きとなる場合があります。一方、ジャンボタクシーやリフト付きの福祉車両は普通車より高額となります。

#### 19 最寄りのハイヤーの連絡先を教えてください。

（株）土別ハイヤー和寒営業所 ☎0165-32-2411  
（株）土別ハイヤー ☎0165-23-5000